

大正十一年九月廿一日  
出願

1 二名に在り。他ノ工場は並々ありしに、園工場は

2 2 工場専員制に採用す。

3 即ち従来監督、副監督制にありしを大正十二

4 年五月一日以降廃止し四人ノ専員に兼任ノ職工

5 7 監督、工場主側との交渉の任に當らしむ。改

6 在り専員は徳城調智、高橋博松、吉井政吾、太

7 田夏策

8 是れ以来年生産額を増加し石高は之の約五百

9 石に増し一年二万五千石ノ増収を是れに至りて

10 上級台側は採し之なり。

No